

(別紙 1)

田辺市奥熊野古道ほんぐう（道の駅） 過去 3 年の収支状況

区分		R 4	R 5	R 6	3 ヶ年平均
利用者数（人）		141,349	138,324	140,608	140,094
収入	A コープ販売	272,192,658	257,057,332	258,803,442	262,684,477
	物産販売	1,053,048	2,535,967	21,924,333	8,504,449
	計	273,245,706	259,593,299	280,727,775	271,188,927
支出	仕入	212,571,151	201,504,813	219,958,493	211,344,819
	購買費用	496,492	461,316	3,499,000	1,485,603
	奨励費	1,338,500	0	0	446,167
	購買雑費	2,344,322	2,340,308	0	1,561,543
	荷造運賃	0	0	0	0
	給与賃金	24,670,575	27,431,572	28,480,000	26,860,716
	賞与引当金繰入	0	247,061	0	82,354
	賞与引当金戻入	0	-258,715	0	-86,238
	法定福利費	4,135,500	4,706,448	4,836,000	4,559,316
	福利厚生費	468,505	553,873	156,000	392,793
	退職給付費	286,913	310,238	516,000	371,050
	租税公課	1,200	136,648	113,000	83,616
	旅費交通費	0	0	0	0
	通信費	402,109	392,459	471,000	421,856
	図書研修費	0	3,636	0	1,212
	広告宣伝費	50,669	131,133	5,000	62,267
	接待交際費	0	0	0	0
	損害保険料	80,743	134,944	84,000	99,896
	保守修繕費	1,532,600	1,552,230	1,574,000	1,552,943
	消耗品費	220,269	182,099	323,000	241,789
	印刷消耗品費	0	234,184	258,000	0
	備品購入費	168,074	0	0	56,025
	施設管理費	1,543,164	1,156,809	573,000	1,090,991
	諸会費	191,100	0	0	63,700
	雑費	412,320	771,415	812,000	665,245
	光熱水費	7,181,687	6,199,630	7,415,000	6,932,106
	事務委託費	790,960	908,961	909,000	869,640
	賃借料	646,879	937,407	1,060,000	881,429
	減価償却費	3,053,212	2,788,068	2,772,000	2,871,093
	分担金	0	198,000	408,000	202,000
	車両費	1,978,593	1,775,527	1,672,000	1,808,707
	計	264,565,537	254,800,064	275,894,493	265,086,698
差引		8,680,169	4,793,235	4,833,282	6,102,229

(別紙2)

田辺市奥熊野古道ほんぐう施設設備等管理業務一覧

	業務分類	含まれる業務	頻度
1	清掃	館内・館外の一般清掃、床・窓ガラス等定期清掃	日常維持管理
2	廃棄物処理		日常維持管理
3	警備	機械警備（遠隔監視システムなどによる警備）等防犯設備	日常維持管理
4	建築	内外装・建具・構造部等点検	定期点検保守
5	外構	植栽維持管理、外構・工作物点検等	定期点検保守
6	消防・防災設備	消防・防災設備点検、非常電源設備等の保守	定期点検保守
7	受変電設備	受変電設備（保安含む）	定期点検保守
8	電話通信設備	電話設備、LAN設備	定期点検保守
9	電気その他設備	動力・電灯・配電盤・分電盤・避雷設備・配線等点検、日常維持管理は消防設備・受変電設備等も含めて対象	定期点検保守
10	給排水その他設備	ポンプ・湯沸し器・温水器等定期点検保守 貯水槽清掃・保守点検、飲料水水質検査 排水管清掃	定期点検保守
11	浄化槽等維持管理	浄化槽定期保守点検 必要回数 法定水質検査 必要回数 浄化槽清掃 必要回数	定期点検保守
12	その他	上記のいずれにも含まれないもの	定期点検保守 日常維持管理

(別紙2)

田辺市奥熊野古道ほんぐう 田辺市所有備品

品名	メーカー	品番	数量	備考（購入年月日等）
製氷機	ホシザキ	IM-35L-1	1台	
事務机			3台	
金庫	クマヒラ	OS-53	1台	
ロッカー（4ドア）	PLUS		1台	
ロッカー（2ドア）	PLUS		2台	
書類棚			1台	
書類ロッカー（大）			1台	
書類ロッカー（小）			1台	
放送用アンプ	パナソニック		1台	
調理台（中）長方形	クリナップ		1台	
調理台（小）壁付	クリナップ		3台	
調理台（小）壁付・穴あき	クリナップ		1台	
調理台（大）	クリナップ		2台	
ガス炊飯器（5升炊き）	リンナイ		1台	
ガス炊飯器（3升炊き）	リンナイ		1台	
ガスコンロ	オザキ		1台	
麺器	マルゼン		1台	
シンク	クリナップ		3台	
厨房棚（大）			1台	
厨房棚（小）			1台	
保温ジャー	象印	THB=C60	1台	
保温ジャー	象印	THB=C80	1台	
空気清浄機	シャープ	KI-LS70	5台	令和2年10月9日

(別紙4)

田辺市指定管理施設 リスク分担表

指定管理者と田辺市のリスク分担については、次のとおりです。○印が、リスク負担者です。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	田 辺 市	指 定 管 理 者
法令等の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項（※1）	
周辺地域・住民・利用者への対応	業務の実施に関する利用者及び地域住民からの苦情及び意見・利用者間のトラブル等への対応		○
	業務の範囲外に関する利用者及び地域住民からの苦情及び意見・利用者間のトラブル等への対応	○	
改修（不具合や老朽化した箇所を修理・交換し、改良する） 修繕（不具合のある箇所を修理・交換し、業務に支障を来さない水準まで回復させる） 購入	躯体に係る改修・修繕（甲が必要と認めるとき）	○	
	〃（指定管理者の責めに帰すべき事由によって生じたとき）		○
	上記以外の施設に係る改修・修繕		○
	備品（1種）又は設備に係る修繕・購入	仕様書のとおり	
	〃（指定管理者の責めに帰すべき事由によって生じたとき）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（大規模修繕が必要なもの）	○	
	〃（上記以外）		○
原状回復	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用及び引継ぎに必要な費用		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失によって第三者に損害を生じさせたとき		○
	市の故意又は過失と競合して生じたとき	協議事項	
保険加入	施設に対する火災保険の加入	○	
	仕様書に定める施設賠償責任保険のほか、自らのリスクに対して適切な範囲のその他の保険		○
不可抗力（※2）	損失又は増加費用		○
	施設、設備又は備品（1種）が滅失又は損傷したとき	改修・修繕・購入に準ずる	
指定の取消し等に伴う損害	指定の取消しに伴う指定管理者の損害		○（※3）
	指定管理者に帰すべき事由による事業継続不可能に伴う本市の損害		○
	指定期間内において指定取消しを受けた場合の利用者等に対する損害		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
運営リスク	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	火災等（管理上の瑕疵によるものを除く。）に伴う運営リスク	協議事項	
申請コスト	申請に要する費用		○
調査	事業の実現可能性等の調査費用		○
資金調達	必要な資金確保		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
利用料等の管理	徴収又は収納した利用料、自主事業に伴う金銭の盗難や紛失		○
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生（不可抗力発生時も含む。）		○

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更（法令等の変更）

- ・法令の変更時には、まず市と指定管理者で責任分担について協議を行うこととします。
- ・施設の管理運営行為そのものに重大な影響を及ぼすものについては、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 不可抗力とは

- ・天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由

※3 指定の取消しに係る対応

- ・問題発生時には、まず市と指定管理者で対応について協議を行うこととし、これに基づいて指定管理の取消しを行います。
- ・指定取消しにあたって指定管理者に損害及び増加費用が生じて、市は、指定管理者に対する補償は行いません。